

平成26年12月 8 日

第 8 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

(追 加 分)

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 91 号 平成 26 年度倉吉市一般会計補正予算(第 8 号)及び議案第 92 号 平成 26 年度下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)並びに議案第 93 号 平成 26 年度倉吉市水道事業会計補正予算(第 2 号)についてであります。

特別職及び一般職職員の給与改定に伴う人件費の補正であり、一般会計では 3,491 万 6 千円、下水道事業特別会計では 89 万 3 千円、水道事業会計では 374 万 6 千円の増額補正を行うもので、補正後の予算総額は、それぞれ一般会計で 294 億 4,829 万 5 千円、下水道事業特別会計で 31 億 623 万 3 千円、水道事業会計で 12 億 5,354 万 3 千円となります。

次に、議案第 94 号 特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

本年度の特別職の国家公務員の給与改定及び他市等の状況を勘案し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の 12 月期の期末手当の支給割合を引き上げるよう、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 95 号 倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本年度の人事院勧告並びに他市等の状況を勘案し、倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第96号 倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定及び議案第97号 倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります、

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、専門性を必要とする業務、期間が限定される業務等に対応するため、期間を限って職員を採用することができる制度を導入することとし、その職員の採用及び当該採用された職員の給与に関し必要な事項を定める条例を制定するものです。

また、これに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例その他関係条例に所要の改正を行うものです。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。